

## 日本教育政策学会年報編集規程

2021年6月13日編集委員会決定

- 1 日本教育政策学会年報（以下「年報」という）は、日本教育政策学会の機関誌であり、原則として年1回発行する。
- 2 年報は、本学会会員の研究論文、評論、書評、資料、学会記事、その他会員の研究活動に関する記事を編集・掲載する。
- 3 年報に論文等を投稿しようとする会員は、投稿・執筆要領に従い、その年度の編集委員会事務局に送付するものとする。
- 4 投稿原稿の採否は編集委員会の会議で決定する。その場合、編集委員会以外の会員に論文の審査を依頼することができる。採否を決定する審議を含む会議には編集幹事を参加させないものとする。
- 5 編集幹事の論文の審査は、編集委員会以外の会員に依頼するものとする。編集幹事の投稿に係る審議が含まれる会議には、編集幹事を参加させず、審査員の氏名を含め、審査に関する情報には触れさせない。
- 6 掲載予定原稿について、編集委員会は若干の変更を行うことができる。ただし内容の変更の場合は執筆者との協議による。
- 7 編集委員会は、特定の個人又は団体に原稿を依頼することができる。
- 8 原稿は原則として返還しない。
- 9 写真・図版等で特定の費用を要する場合、執筆者の負担とすることがある。
- 10 その他執筆及び構成については執筆要領を確認する。
- 11 抜き刷りについては入稿時に50部を単位として編集委員会に申し出る。費用は個人負担とする。